

2022年11月30日
明治大学農学部事務室

2025年度以降の明治大学農学部自己推薦特別入学試験における
公募生Bの出願資格変更について（お知らせ）

明治大学農学部自己推薦特別入学試験において、2025年度入学試験（2024年度実施）から、公募生Bの出願資格を下記のとおり変更します。

記

- 1 「大学入学資格試験または統一試験」に関する条件を廃止する。
- 2 「保護者の海外在住に同伴」という条件を設定する。

※別紙「明治大学農学部自己推薦特別入学試験 公募生B 出願資格新旧対
照表（予定）」も参照してください。

以上

明治大学農学部自己推薦特別入学試験 公募生B 出願資格新旧対照表（予定）

2024 年度入学試験（2023 年度実施）（注 1）	2025 年度入学試験（2024 年度実施）（注 1）																										
<p>（2）公募生B（国際型／全学科共通）</p> <p>次の a ～ c の条件を全て満たしている者。</p> <p>a 日本国籍を有する者。</p> <p>b 次の(ア)から(ウ)のいずれか一つの条件を満たしている者。 ※日本での修学歴がある場合、最終学年を含め継続して2学年以上は外国の高等学校に在籍し、かつ修了した者または修了見込みの者。 ※在外教育施設で修学した場合は、「公募生A」の出願資格を参照してください。</p> <p>(ア) 外国において、学校教育における12年の課程を2023年4月1日から2024年3月31日までに修了した者または修了見込みの者。 *「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した者」という意味となります。修了した課程が正規の学校教育であるか、何年目の課程であるかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。</p> <p>(イ) 国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS）の認定を受けた国内外のインターナショナルスクール等の12年の課程を2023年4月1日から2024年3月31日までに修了した者または修了見込みの者。</p> <p>(ウ) 文部科学大臣が高等学校相当として指定した日本国内の外国人学校を2023年4月1日から2024年3月31日までに修了した者または修了見込みの者。</p> <p>c 下表に記載されている大学入学資格試験、または統一試験の要件を満たしている者。</p> <p><small>〔大学入学資格試験または統一試験一覧〕</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育制度</th> <th style="text-align: center;">試験名</th> <th style="text-align: center;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">①アメリカ合衆国</td> <td>ア Test of English as a Foreign Language (TOEFL)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ア～エのうち複数の試験を受験していること。</td> </tr> <tr> <td>イ SAT Reasoning Tests (旧 SAT I)</td> </tr> <tr> <td>ウ SAT Subject Tests (旧 SAT II) （注 2） エ American College Test (ACT)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②イギリス</td> <td>General Certificate of Education Advanced Level (GCE A レベル)</td> <td style="text-align: center;">A レベル2科目（日本語を除く）以上に合格（評価E以上）していること。 * A S レベルは2科目でA レベル1科目相応とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③フランス</td> <td>バカロレア資格試験</td> <td style="text-align: center;">合格していること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ドイツ</td> <td>アビトゥア資格試験</td> <td style="text-align: center;">合格していること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤オーストラリア ニュージーランド</td> <td>当該国実施の統一試験</td> <td style="text-align: center;">受験していること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥国際バカロレア制度</td> <td>国際バカロレア (IB)</td> <td style="text-align: center;">最終試験6科目に合格していること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦その他の教育制度</td> <td>その他の大学入学資格試験または統一試験</td> <td style="text-align: center;">当該国の大学入学資格試験に合格または統一試験を受験していること。ただし、大学入学資格試験等がない国については、上記①～⑥のいずれかの教育制度の要件を満たしていること。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※以下の例に該当する場合には、事前に農学部事務室特別入試係（TEL 044-934-7571）までお問い合わせください。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業までに少なくとも12年の教育課程を基本とする国において、「飛び級」または「繰り上げ卒業」して、通算修学年数が12年未満で卒業（修了）した者。 ・大学入学までの教育課程が、12年未満の外国の学校を修了した者または修了見込みの者。 	教育制度	試験名	要件	①アメリカ合衆国	ア Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	ア～エのうち複数の試験を受験していること。	イ SAT Reasoning Tests (旧 SAT I)	ウ SAT Subject Tests (旧 SAT II) （注 2） エ American College Test (ACT)	②イギリス	General Certificate of Education Advanced Level (GCE A レベル)	A レベル2科目（日本語を除く）以上に合格（評価E以上）していること。 * A S レベルは2科目でA レベル1科目相応とする。	③フランス	バカロレア資格試験	合格していること。	④ドイツ	アビトゥア資格試験	合格していること。	⑤オーストラリア ニュージーランド	当該国実施の統一試験	受験していること。	⑥国際バカロレア制度	国際バカロレア (IB)	最終試験6科目に合格していること。	⑦その他の教育制度	その他の大学入学資格試験または統一試験	当該国の大学入学資格試験に合格または統一試験を受験していること。ただし、大学入学資格試験等がない国については、上記①～⑥のいずれかの教育制度の要件を満たしていること。	<p>（2）公募生B（帰国生／全学科共通）</p> <p>次の a ～ c の条件を全て満たしている者。</p> <p>a 日本国籍を有する者。</p> <p>b 外国において、学校教育における12年の課程を2024年4月1日から2025年3月31日までに修了した者または修了見込みの者。 *日本での修学歴がある場合、最終学年を含め継続して2学年以上は外国の高等学校に在籍し、かつ修了した者または修了見込みの者。 *「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した者」という意味となります。修了した課程が正規の学校教育であるか、何年目の課程であるかはそれぞれの国の大使館等にお問い合わせください。 *国際的な評価団体（WASC、ACSI、NEASC、CIS）の認定を受けたインターナショナルスクール等の12年の課程を2024年4月1日から2025年3月31日までに修了した者または修了見込みの者を含む。 *在外教育施設で修学した場合は、「公募生A」の出願資格を参照してください。</p> <p>c 保護者の海外在住に同伴し、上記 a ～ b の要件に該当するに至った者。</p> <p><small>※以下の例に該当する場合には、事前に農学部事務室特別入試係（TEL 044-934-7571）までお問い合わせください。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業までに少なくとも12年の教育課程を基本とする国において、「飛び級」または「繰り上げ卒業」して、通算修学年数が12年未満で卒業（修了）した者。 ・大学入学までの教育課程が、12年未満の外国の学校を修了した者または修了見込みの者。
教育制度	試験名	要件																									
①アメリカ合衆国	ア Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	ア～エのうち複数の試験を受験していること。																									
	イ SAT Reasoning Tests (旧 SAT I)																										
	ウ SAT Subject Tests (旧 SAT II) （注 2） エ American College Test (ACT)																										
②イギリス	General Certificate of Education Advanced Level (GCE A レベル)	A レベル2科目（日本語を除く）以上に合格（評価E以上）していること。 * A S レベルは2科目でA レベル1科目相応とする。																									
③フランス	バカロレア資格試験	合格していること。																									
④ドイツ	アビトゥア資格試験	合格していること。																									
⑤オーストラリア ニュージーランド	当該国実施の統一試験	受験していること。																									
⑥国際バカロレア制度	国際バカロレア (IB)	最終試験6科目に合格していること。																									
⑦その他の教育制度	その他の大学入学資格試験または統一試験	当該国の大学入学資格試験に合格または統一試験を受験していること。ただし、大学入学資格試験等がない国については、上記①～⑥のいずれかの教育制度の要件を満たしていること。																									
<p>（注 1：現時点での予定です。今後変更が生じる場合がございます。）</p> <p>（注 2：2024 年度入学試験（2023 年度）において、「SAT Subject Tests (旧 SAT II)」の要件を削除する予定です。</p>																											